

[事案 2023-303] 新契約取消請求

・令和6年8月14日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2023-302] の申立人と同一人である。

<事案の概要>

募集人の不適切な説明等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年2月に契約し、令和5年10月に解約した外貨建個人年金保険について、以下等の理由により、契約を取り消して、既払込保険料と解約返戻金との差額を支払ってほしい。

- (1)募集時に募集人から、老後資金が足りなくなると煽られ、着実に増やせるとの言葉を信じて契約した。
- (2)募集時に外貨建保険の説明が簡素であり、リスクについて十分に説明されなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は募集時に、申立人に対して、金融商品、投資信託、積立NISA等についても説明したうえで、設計書、パンフレット、契約締結前交付書面等を用いて、本契約が外貨建商品であることや為替リスク等のデメリットを説明した。
- (2)意向確認書においても、申立人に対してリスクの説明が適切に実施されていたことが確認できる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、募集時の経緯を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。